

自転車を使った飲食物等の

デリバリーサービス業務で働く配達員の皆様へ



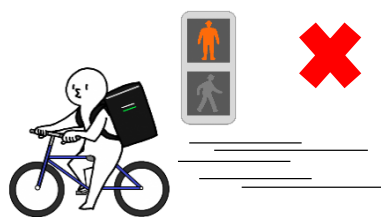
近年、食事を届けるデリバリーサービスの需要が高まっています。その一方で、一部の配達員による交通ルールを無視した危険な走行が問題となっています。

奈良県では「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車保険への加入義務化をはじめとした自転車の安全利用を推進しています。

デリバリーサービス業務で働く配達員の皆様は、交通ルールを守って安全に自転車を利用し、もしもの場合は適切な対処をしましょう。

事故を起こさないために

○ 信号遵守と交差点での一時停止・安全確認



○ スマホのながら運転は禁止！



自転車の交通ルール

- ・ 車道が原則、歩道は例外
- ・ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ・ 車道は左側を通行
- ・ 夜間はライトを点灯
- ・ 運行前と定期的な点検・整備
- ・ ヘルメットを正しく着用

自転車保険に入りましょう！

○奈良県では、自転車の所有者等は**自転車保険（自転車損害賠償責任保険等）の加入が義務**となっています。

○業務中の事故や個人の事故に対応した保険に加入できているか、**契約中の保険の内容を確認**しましょう。

万が一の事故に備え、自転車保険に加入するようにしましょう！

料理をピックアップに行く前や配達 completed 後に起きた事故等は**保険の適用が認められない場合がある**ので注意しましょう。

（自転車条例・自転車保険についての問い合わせ先）

奈良県 安全・安心まちづくり推進課 自転車条例総合窓口 TEL 0742-27-7013（平日 9時～17時）

<http://www.pref.nara.jp/53824.htm>

